

平成21年(行コ)第261号公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 秋山博 外17名

被控訴人 群馬県知事 外 1名

準備書面(4)

平成25年 1月16日

東京高等裁判所第11民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴

義聖



被控訴人群馬県知事指定代理人

藤城和義



同

渡邊恭朗



同

佐藤迅



同

奈良原宣之



同

山木健一



同

長橋照子




同

笠井裕司




同

鈴木 保 


同

関口 博久 


同

諏訪 吉彦 


同

大前 晋一 


同

星野 堅司 


同

本木 秀典 


同

栗原 健太 


被控訴人群馬県企業管理者指定代理人

吉田 直人 


同

藤原 義彦 


同

角田 安則 

同

反町 淳男 

同

関口 信久 

第1	控訴人ら準備書面（8）への被控訴人らの反論	4
1	水資源開発基本計画と県の水需給計画	4
2	水需要の減少	5
3	水需要予測と実績の乖離	5
4	地下水の利用可能性	6
5	水源の融通	6
6	非かんがい期の水利権の性格	7
7	東毛工業用水道の水源	8
8	湧水への備え	9
第2	控訴人ら準備書面（11）への被控訴人らの反論	10

はじめに

ハッ場ダム建設事業の利水上の必要性に関する被控訴人らの主張及び控訴理由書に述べられる控訴人らの主張に対する個別の反論については、当審における被控訴人ら準備書面（１）で述べたところであるが、この被控訴人らの反論（被控訴人ら準備書面（１）第２ 個別の反論 ６３～８３頁）に対し、控訴人らは、控訴人ら準備書面（８）により反論を行っている。

そこで、本準備書面において、被控訴人らは、控訴人ら準備書面（８）の主張及び控訴人ら準備書面（１１）の主張に対し反論するとともに、従前の主張を補充することとする。

第１ 控訴人ら準備書面（８）への被控訴人らの反論

１ 水資源開発基本計画と県の水需給計画

控訴人らは、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）がハッ場ダム等の各水資源開発事業の上位計画であることについて、縷々主張するが（控訴人ら準備書面（８） １（３） ４頁・５頁）、控訴理由書第２部第１章第１の１及び第２（２９頁・３０頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（１）第２の１（２）ア（６４頁～６６頁）で反論したとおりである。

また、控訴人らは、「被控訴人がハッ場ダム事業への参画の根拠となる水需給計画が策定していないと繰り返し述べてきたにもかかわらず、実際には策定していて、関東地方整備局からの求めに応じて、その水需給計画をハッ場ダム事業の検証のために提出したことである。このことは、本裁判で、被告・被控訴人は虚偽の主張をしてきたことを意味するのであって、きわめて重大である。」と主張するが（控訴人ら準備書面（８） ２（３） ６頁～８頁）、被控訴人ら準備書面（１）第１の６（３）ア・イ（５８頁～６１頁）で述べたとおり、これらは参

画水量の妥当性を確認し検証するための資料であり、控訴人らの言うような群馬県全体の水需給計画ではない。

ハッ場ダム建設事業への参画は、被控訴人ら準備書面（１）第１の１（３）エ・オ（１７頁～２１頁）で述べたとおり、群馬県企業局（以下「企業局」という。）と受水市町との基本協定に基づく水量（以下「協定水量」という。）を根拠とするものであり、この水量の妥当性を検証するための上記資料を控訴人らは曲解して、虚偽の主張をしているなどと非難するが、言い掛かりでしかない。

2 水需要の減少

控訴人らは、地下水から表流水への水源転換の必要性や近年の少雨化傾向による取水量の減少の可能性は実体のないものであり、群馬県上水道の水需要が今後とも縮小の一途をたどることから、表流水依存の増加は根拠がないと主張するが（控訴人ら準備書面（８） 3（３） 10頁・11頁）、控訴理由書第２部第２章第１の１及び第２の２（31頁～32頁、64頁～66頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（１）第１の１（４）イ（イ）（23頁～27頁）及び第２の３（２）ア・イ（72頁・73頁）で反論したとおりである。

3 水需要予測と実績の乖離

控訴人らは、需給想定調査による群馬県の水需要の予測は実績と著しく乖離して、架空のものになっていると主張するが（控訴人ら準備書面（８） 4（３） 12頁）、控訴理由書第２部第２章第１の１及び第２の１（31頁～36頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（１）第２の２（２）ア・イ（69頁～71頁）で反論したとおりである。

4 地下水の利用可能性

控訴人らは、群馬県はフルプランを構成する水需給計画では水道用地下水の削減を想定しておらず、また、群馬県の地盤沈下は十分沈静化しているので、水道用地下水の利用を現状以上に増やすことを検討すべきである旨主張するが（控訴人ら準備書面（8） 5（3） 14頁・15頁）、控訴理由書第2部第4章第1の1及び第2（44頁～46頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（1）第1の4（45頁～53頁）及び第2の6（2）ア・イ（78頁～80頁）で反論したとおりである。

また、表流水には放射性物質汚染や科学物質汚染があるなどと縷々主張するが（控訴人ら準備書面（8） 5（3） 14頁・15頁）、表流水の汚染は比較的短期間で緩和される（乙392号証）のに対して、地下水は、被控訴人らが準備書面（1）第1の4（2）ウ（49頁～52頁）及び第2の6（2）イ（80頁）に反論したように、いったん汚染されるとその影響が長期間継続するため、水道事業者は、それらを勘案し、地下水のみに依存することなく表流水をも利用して、清浄な水を安定的に供給するよう努めているのであり、いずれにしても、控訴人らの考え方は地盤沈下の影響や地下水汚染の影響を軽んずるもので、適切な危機管理を目指す水道事業者としては到底受け入れることができない。

5 水源の融通

控訴人らは、県営水道用水供給事業の全保有水源量は、当該事業の合計一日最大取水量を10万 m^3 /日上回っており、四県営水道の間で水源の融通・振替が可能となれば、八ッ場ダムは不要な水源となる旨主張する（控訴人ら準備書面（8） 6（3） 16頁～19頁）。

控訴人らの「県営水道用水供給事業の保有水源量が一日最大取水量を10万 m^3 /日上回っている」との主張は、企業局の4つの水道用水供給事業の保有水源と

その各事業の受水市町村が持つ固有の水源とを合算した上でのものであるが、企業局の4つの水道用水供給事業で取水が許可されている安定水利権は、現在取水量ベースで合計で2.515 m³/秒（乙393号証）、日量換算で約21万7500 m³/日のみである。受水市町村への給水のために必要な取水量は、平成24年度の協定水量で約29万2000 m³/日であり、暫定豊水水利権として許可されている1.186 m³/秒（日量換算約10万2000 m³/日）がなければ、協定に基づく給水（乙394号証）はできないのであり、控訴人らの言う10万m³/日の余剰などは存在しない。

なお、企業局と受水市町村との協定により確保している水源は、当該受水市町にとってそれぞれ固有のものであるため、融通のできないこと、仮に融通するとしても、当事者の合意のみでは融通できず、既得の関係利水者との調整や河川管理者の許可などを要するものであり、控訴人らの主張は、水利権の運用の実態を理解していないものである。このことは、被控訴人ら準備書面（1）第2の4（2）ア・イ・ウ（73頁～75頁）で反論したとおりである。

6 非かんがい期の水利権の性格

控訴人らは、利根川には非かんがい期において水利用の面で十分な余裕があり取水が可能となっているので、暫定豊水水利権も安定水利権として扱うべきである旨主張するが（控訴人ら準備書面（8）7（3）20頁～22頁）、控訴理由書第2部第3章第1の1及び第2の2（39頁・42～44頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（1）第2の5（2）ア・イ（76頁～78頁）で反論したとおりである。

あえて付言すれば、控訴人ら自らは「実際の非かんがい期において水利使用規則の取水制限流量を実績流量が下回るものが少なからずある」（控訴人ら準備書面（8）7（3）21頁）ことを実態として認め、非かんがい期には取水制

限が生じることを認めていながら、取水しても問題は生じない（同21頁）などと水利秩序の根底を否定するような主張をしており、控訴人らの主張は、到底是認できるものでない。

7 東毛工業用水道の水源

控訴人らは、東毛工業用水道について、一日最大給水量は増加傾向になく、最新の2010（平成22）年度は7.8万 m^3 /日にとどまっており、これに対し、広桃用水転用水利権を除く保有水源は、給水量ベースで10.4万 m^3 /日であって、差し引き2.6万 m^3 /日の差があるから、広桃用水転用水利権なしでも水需給には十分な余裕があり、また、東毛工業用水道の契約水量は漸減傾向にあり、近い将来には保有水源を下回る可能性が高く、結果として八ッ場ダムによって水利権を得る必要性は皆無になる旨主張する。（控訴人ら準備書面（8）8（3）23頁）

工業用水は、企業において24時間常時均等な受水が可能であるような水量をもって契約されているが、企業の操業時間によって給水量は必ずしも24時間均等にならず、1日単位で給水量（使用実績）を見れば、契約水量に対する比率が結果的に5～6割程度になることもあり得る。しかし、工業用水道事業の使命は、企業が必要とする操業時間帯にその需要を満たせるように給水することであり、東毛工業用水道の最大取水量を時間単位で見れば、契約水量の最大90%を超えている（乙395号証）のであり、日量単位の給水量実績と確保水源量を比較するだけでは妥当ではなく、控訴人らの主張は失当である。なお、契約の履行に必要な水源の確保については、被控訴人ら準備書面（1）第1の2（4）ア（35頁～37頁）に主張したとおりであり、八ッ場ダムによる水利権の確保が必要であることは明白である。

また、控訴人らは東毛工業用水道の契約水量が漸減傾向にあり、今後もこの傾向が続くから有り余る水源を保有することになると結論付けているが、群馬県の

長期計画である第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」（被控訴人ら準備書面（1） 26頁）を推進する施策の一つとして、企業局は、群馬県の地理的及び地形的条件の優位性から計画的に東毛地域に産業団地を整備し、そこに進出する企業に工業用水を安定的に供給することにより、この総合計画の一翼を担うこととしている。

特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、国内企業においては震災に対する危機管理としてのリスク分散の重要性が再認識されており、地盤の安定性、高速道路網の整備状況等総合的な観点から企業局の保有する同地域の産業団地への引き合いが増えている。

それを裏付けるものとして、平成24年上期工場立地動向調査の速報によれば、群馬県は、立地件数においては兵庫県の34件に続いて31件で全国第2位、立地面積では78haで第1位となっている（「平成24年上期（1～6月）における工場立地動向調査について（速報）」乙396号証11頁）。こうした進出企業のみならず今後も増加することが見込まれる企業に対し、常時安定的に工業用水を供給できる体制を整えておくことは、企業局の重要な使命であり、責務である。また、既受水企業においても、工業用水使用量が契約水量よりも超過することが多い企業に対しては給水契約量の増加を勧めている。このようなことから、東毛工業用水道は有り余る水源を保有することになるとする控訴人らの主張は失当と言える。

8 渇水への備え

控訴人らは、これからは水余りがさらに顕著になって、渇水の影響が小さくなっていくと主張するが（控訴人ら準備書面（8） 9（3） 25頁～26頁）、控訴理由書第2部第5章第1の1及び第2（47～49頁）における控訴人らの主張の域を出るものではなく、これらの主張に対しては、当審における被控訴人ら準備書面（1）第1の5（53頁～55頁）及び第2の7（2）ア・イ・ウ（8

1頁～83頁)で反論したとおりである。

ちなみに、平成24年9月においても、少雨傾向により降水量が平年よりも少なく、利根川上流8ダムでは貯水量が平年を大きく下回る状況が続き、同年9月11日から10%の取水制限が行われ、10月3日に全面解除されるまでの期間は23日間に及んだ(乙397号証)。この取水制限に対応するため、群馬県はインターネットやラジオなどによる広報活動により県民の方々に節水の協力をお願いし、また企業局は工業用水の受水企業に対して、節水の協力を文書で依頼したところである(乙398号証)。幸いなことに、台風による降雨により利根川上流ダムの貯水量が回復し、河川流況も改善されたことから10%を超える取水制限には至らなくて済んだが、渇水は、県民の生活や企業活動に大きな影響を及ぼすものであり、近年の少雨化傾向によりいつでも渇水が起こり得るのであって、控訴人らの「渇水」を必要以上に強調しているという主張は、言い掛かりではない。

なお、広大な利根川水系全体では概ね2～3年に1度の割合で、渇水が生じている状況にあり、支川渡良瀬川は近年、平成14年、平成16年、平成17年、平成23年、平成24年の5カ年で取水制限が実施されるなど、渇水の発生頻度が非常に高い(乙399号証)。

第2 控訴人ら準備書面(11)への被控訴人らの反論

控訴人らは、控訴人ら準備書面(11)において、利根川水系全体の水利権量と取水実績をもって水余りであり、八ッ場ダムに利水上の必要性がない旨主張するが、水利権は各利水者の固有の水源であり、「余裕がある安定水利権を必要な利水団体に融通できる制度をつくるべきである」(控訴人ら準備書面(11)35頁)とする控訴人らの主張は、独自の見解と言うほかなく、失当である。

以上